

犯罪収益移転防止法の外国 PEP s に係る確認
～外国において重要な公的地位を有する者等～

犯罪収益移転防止法により、お客さまと一定の取引を行うにあたり、お客さまが外国の元首、又は外国の政府等において重要な公的地位を有する者等に該当する方であることを確認する義務が課されています。

つきましては、以下を項目をご確認ください。

1. 私は、以下の①～④（過去に①～④であった者を含む）に該当します。
- ① 外国の元首
 - ② 外国の政府において以下の職に相当する職にある者
 - ・日本における内閣総理大臣、国務大臣、副大臣
 - ・日本における衆議院（副）議長、参議院（副）議長
 - ・日本における最高裁判所裁判官
 - ・日本における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表、全権委員
 - ・日本における統合幕僚（副）長、陸上幕僚（副）長、海上幕僚（副）長、航空幕僚（副）長
 - ③ 外国の中央銀行の役員
 - ④ 外国の予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の役員
2. 私は、上記 2 に掲げる者の家族（以下の①～⑤、「参考 1」参照）に該当します。
- ① 配偶者（事実婚を含む。以下、同様。）
 - ② 父母
 - ③ 子
 - ④ 兄弟姉妹
 - ⑤ ①～④以外の配偶者の父母、及び配偶者の子